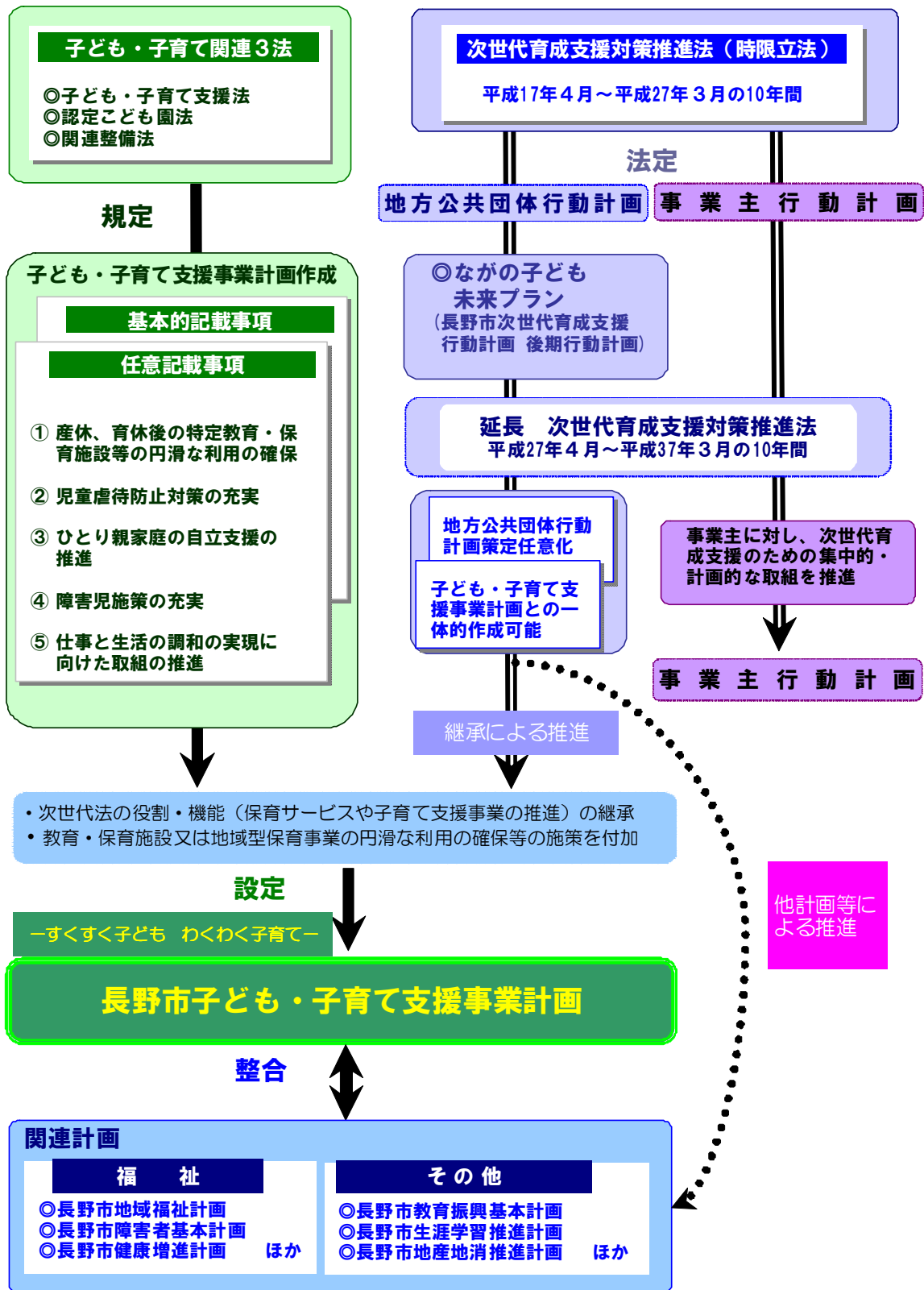


(仮称) 長野市子ども・子育て支援事業計画の施策 (イメージ)



(仮称) 長野市子ども・子育て支援事業計画の施策について (案)

1 背景

本市では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律 120 号。以下「次世代法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部が改正されたこと並びに次世代育成支援対策に関する各種施策の動向等を踏まえ、次世代育成支援対策地域行動計画である長野市次世代育成支援後期行動計画「ながの子ども未来プラン」を平成 22 年 3 月に策定しました。

その後、平成 26 年 4 月の改正次世代法の成立により、今後の 10 年間で更なる次の取組期間とするとともに、次世代法に基づく市町村行動計画の作成については任意化されました。

一方、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）における子ども・子育て支援事業計画の作成が義務化されたことに伴い、次世代法に基づく行動計画その他の関連計画と同支援法に基づく計画の双方を作成する場合には、これらを一体のものとして作成することが可能となりました。

2 基本的な考え方

上記背景を鑑み、併せて、子ども・子育て支援事業計画に盛り込む内容との重複を避ける必要から、ながの子ども未来プランは、当該事業計画に継承するのが望ましいと考えられます。

その際、当該事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針案において、次世代育成支援対策地域行動計画に関し分析・評価を行うこととされていることから、同プランについての中間評価、庁内関係課の施策評価等を踏まえ、当該分析・評価を同事業計画に盛り込んでいくとともに、同プランで掲げる「基本理念」や「基本的な視点」が本市における子どもの育ちや子育てを支援・応援する上においては普遍的な内容であることから、当該理念等を踏まえたものとする必要があります。

その上で、子ども・子育て支援新制度が同事業計画に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制の確保を同制度の基本理念とするものであることを鑑み、教育・保育施設又は地域型保育事業の円滑な利用の確保等に関する施策を軸に、ながの子ども未来プランで定める施策を修正及び整理し、同事業計画に盛り込むものです。

3 計画の体系（計画の対象範囲）

ながの子ども未来プランは、総合的な少子化対策のために立てられた計画であり、子どもに関わるさまざまな施策分野を対象としています。

一方、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法が定めるところでは、主に就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象としており、任意記載事項として、次の事項（概要）が掲げられています。

- ① 産休、育休後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ② 児童虐待防止対策の充実
- ③ ひとり親家庭の自立支援の推進
- ④ 障害児施策の充実
- ⑤ 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

本市では、これら任意記載事項として掲げられている施策については、本市の実情に応じて定めるとともに、上記基本的な考え方を踏まえ、基本理念並びに教育・保育施設又は地域型保育事業の円滑な利用の確保等に関する施策及び事業については、次 4 及び 5 に示すとおり、同事業計画で継承し、その他の施策等については、他計画等において引き続き推進・検証を図るものとします。

4 基本理念に関する支援事業計画への継承

ながの子ども未来プラン (次世代育成支援対策地域行動計画)
■基本理念
「子どもたちが健やかに生まれ育ち、 次の世代を担う子どもたちを育むために」
■（基本理念に係る）基本的な視点
(1) 子どもの視点 子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した計画とします。
(2) 次代の親づくりという視点 子どもは次代の親になるものとの認識の下、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を推進します。
(3) サービス利用者の視点 核家族化や価値観の多様化に伴う多様な個別ニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供基盤の整備を推進します。
(4) 社会全体による支援の視点 保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの基本的認識の下、行政はもとより企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むための施策を推進します。
(5) 仕事と生活の調和の実現の視点 結婚や子育てに関する希望を実現するための取組として、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和が実現できる社会づくりを推進します。
(6) 男女共同参画の視点 家庭を構成する男女が共に協力して家事、子育てに関わるとともに、性別にかかわらず、子ども一人ひとりの個性と能力を重視した子育てが行われるよう取組を推進します。
(7) すべての子どもと家庭への支援の視点 子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点から取組を推進します。
(8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点 子育てに関する様々な活動を行う地域活動団体や関係機関、民間事業者等、地域の社会資源と十分連携・協力しながら取組を推進します。
(9) サービスの質の視点 利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービス供給量を確保するとともに、サービスの質の確保を図ります。
(10) 地域特性の視点 長野市の特性を踏まえ、地域の実情に応じた計画とします。



市子ども・子育て支援事業計画
■基本理念
「わくわく子育て すくすく子ども」※¹
「すべての子育てが 喜びとなり、 すべての子どもが 健やかに成長するために」※²
■（基本理念に係る）基本的な視点
(1) 子どもの最善の利益を追求する 子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とする。
(2) 子どもの健やかな育ちを等しく保障する 障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
(3) 連続性を踏まえた発達を支援する 乳幼児期から学童期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力、態度を獲得していく発達過程を通じて、一人一人がかけがえない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることを目指す。
(4) 親としての成長を支援する 保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としつつ、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指す。
(5) 地域全体で子育て・育ちを支え合う 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指す。
※ ¹ 新たにキャッチフレーズを設定
※ ² 基本理念前段「すべての子育てが喜びとなり、」は、(4)及び(5)の基本的な視点から新たに設定 基本理念後段「すべての子どもが健やかに成長するために」は、ながの子ども未来プランの基本理念を継承するとともに、(1)～(3)及び(5)の基本的な視点から設定

5 施策に関する支援事業計画への継承

ながの子ども未来プラン（次世代育成支援対策地域行動計画）					市子ども・子育て支援事業計画		
基本方針		基本施策		市関連計画等	指針での位置付け	事業計画への記載	
1	職業生活と家庭生活との両立の推進	ア	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	第三次男女共同参画基本計画（策定中）	任意	教育・保育施設又は地域型保育事業の円滑な利用の確保等に関する施策であることから記載	
		イ	仕事と子育ての両立の推進	長野市教育振興基本計画 長野市生涯学習基本計画 長野市スポーツ推進計画 やまざと振興計画 第二次男女共同参画基本計画	任意		
2	地域における子育ての支援	ア	地域における子育て支援サービスの充実	長野市健康増進計画「新・健康ながの21」 第二次長野市地域福祉計画			
		イ	児童の健全育成	長野市教育振興基本計画 長野市生涯学習基本計画 長野市スポーツ推進計画 やまざと振興計画 第二次男女共同参画基本計画			
		ウ	子育て支援のネットワークづくり	（子育て支援情報誌・長野市子育て情報ホームページの作成）			
3	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	ア	子どもや母親の健康の確保	長野市健康増進計画「新・健康ながの21」			
		イ	「食育」の推進	長野市地産地消推進計画 第二次長野市健康増進計画「新・健康ながの21」			他計画等において引き続き進行管理
		ウ	思春期保健対策の充実	長野市教育振興基本計画			
		エ	小児医療の充実	（福祉医療費給付事業）			
		オ	不妊に対する支援	（不妊治療費助成事業） （不妊相談）			

ながの子ども未来プラン（次世代育成支援対策地域行動計画）				市子ども・子育て支援事業計画		
基本方針	基本施策		市関連計画等	指針での位置付け	事業計画への記載	
4	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	ア	次代の親の育成	（職業体験機会の創出） （乳幼児とふれあう機会の提供）		教育・保育施設又は地域型保育事業の円滑な利用の確保等に関する施策であることから一部記載
		イ	子どもの生きる力の育成に向けた学校における教育環境等の整備	長野市教育振興基本計画 第二次長野市環境基本計画		
		ウ	家庭や地域の教育力の向上	長野市生涯学習推進計画 第二次長野市環境基本計画 長野市教育振興基本計画 長野市スポーツ推進計画 やまざと振興計画 第二次男女共同参画基本計画 第二次長野市子ども読書活動推進計画		
		エ	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	（長野市青少年保護育成条例に基づく立入調査の実施） （情報モラル教育の推進）		
5	子育てを支援する生活環境の整備	ア	安全・安心なまちづくりの推進	長野市緑を豊かにする計画 第四次長野市総合計画（後期基本計画） 長野市教育振興基本計画		他計画等において引き続き進行管理
6	子ども等の安全の確保	ア	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	第四次長野市総合計画（後期基本計画）主要事業実施計画		
		イ	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	（不審者情報の共有）		
		ウ	被害に遭った子どもの保護の推進	長野市教育振興基本計画		
7	要保護児童などへのきめ細かな取組の推進	ア	児童虐待防止対策の充実	長野市健康増進計画「新・健康ながの21」	任意	教育・保育施設又は地域型

ながの子ども未来プラン（次世代育成支援対策地域行動計画）				市子ども・子育て支援事業計画		
基本方針		基本施策		市関連計画等	指針での位置付け	事業計画への記載
		イ	ひとり親家庭の自立支援の推進	（特定求職者雇用促進奨励金制度）	任意	保育事業の円滑な利用の確保等に関する施策であることから記載
		ウ	障害児施策の充実	長野市障害者基本計画 長野市教育振興基本計画 第4期長野市障害福祉計画（策定中）	任意	
		エ	外国籍児童への支援	長野市教育振興基本計画		

※ 表中の市関連計画等については、平成 26 年 6 月、次世代法第 8 条第 6 項の規定（施策の実施状況公表）に基づき各担当課へ照会した結果、回答されたもの
 なお、「ながの子ども未来プラン」以外に事業を位置付けている計画がないものについては、括弧書きで事業名等を記載した。